

議案第 47 号

兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて協議する。

よって地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

兵庫県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「3 年」を「4 年」に改める。

別表第 1 号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。